

災害時における雇用保険失業給付の特例措置について

令和5年台風7号による被害のため、8月14日付けで京都府福知山市・舞鶴市・綾部市に災害救助法適用されました。このことから、京都労働局では災害時における求職者給付の支給に関して、以下の特例措置等を設けました。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて】

失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出下さい。

【災害救助法適用時における支援について】 (災害時における求職者給付の支給に関する特例措置)

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため一時的な離職を余儀なくされた方に、災害時における求職者給付を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、災害時における求職者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在、災害救助法の適用を受けた市町村は、福知山市・舞鶴市・綾部市）

（注②：雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合が対象となります）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳しくは、お近くのハローワークまたは京都労働局にお尋ねください。